

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営等の基準に関する条例等の改正について

令和 6 年第 1 回区議会定例会で議決を得た、「杉並区指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例」等の改正概要を報告します。

1 改正の趣旨

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準については、厚生労働省令（以下「基準省令」という。）で定める基準をもとに、条例で定めています。

基準省令の一部改正（令和 6 年 1 月 25 日）に伴い、関連する 4 件の条例について、基準省令と同様の改正を行いました。

2 改正した条例

- (1) 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
- (2) 杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- (3) 杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- (4) 杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例

3 主な改正点（概要）

【共通事項】

- (1) 管理者の責務を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
- (2) 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。（※令和 7 年度から義務付け）
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設については、令和 3 年 4 月 1 日施行済み）

【介護予防支援】

区が指定した居宅介護支援事業者が、区の委託を受けて介護予防支援（要支援 1・2）を実施できるものとする。

4 施行日

令和 6 年 4 月 1 日